

外国人人材による 訪問系サービスを 認める方向へ

利用者の住まいで1対1でケアにあたる難しさを考慮し、これまで外国人人材による訪問系サービスは一部（EPA 介護福祉士等）を除き認められていませんでしたが、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」では、「中間とりまとめ」（2024（令和6）年6月26日）で認める方針を打ち出しました。

実施する事業者には、①訪問介護の基本、生活支援技術、利用者・家族や近隣とのコミュニケーション、日本の生活様式などを含む研修の実施、②一定期間、サービス提供責任者らが同行するなど必要なOJTの実施、③本人の意向を確認しつつ、外国人のキャリアパス構築に向けたキャリアアップ計画の作成、④ハラスメントを未然に防止する対策、相談しやすい職場環境づくり、⑤介護ソフトやタブレットの活用による記録業務の支援、コミュニケーションアプリの導入などICT環境の整備を課すこととしています。その内容をみていきます。

国内だけでなく近隣諸国・地域との 人材獲得競争も激化

まもなく「団塊の世代」（1947～1949年生まれ）がすべて後期高齢者（75歳以上）となる2025年が到来し、介護を必要とする人は増加の一途をたどることが見込まれる。なか、介護サービスを安心して受けられるよう、必要な介護人材の確保が求められている。国では、これまで①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人人材の受け入れ環境整備など、総合的

な介護人材の確保対策に取り組んできた。なかでも、これまで構築されてきた外国人人材受け入れの仕組みについては、現在、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習、特定技能1号の4つのルートがある（図1）。

なお、このうち技能実習については、2024（令和6）年6月14日に国会で成立した「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」により、現行の制度から新たに「育成就労制度」となることが決まっており（2027（令和9）年）、原則3年間で特定技能1号水準の人材を育成することとなる（図2）。

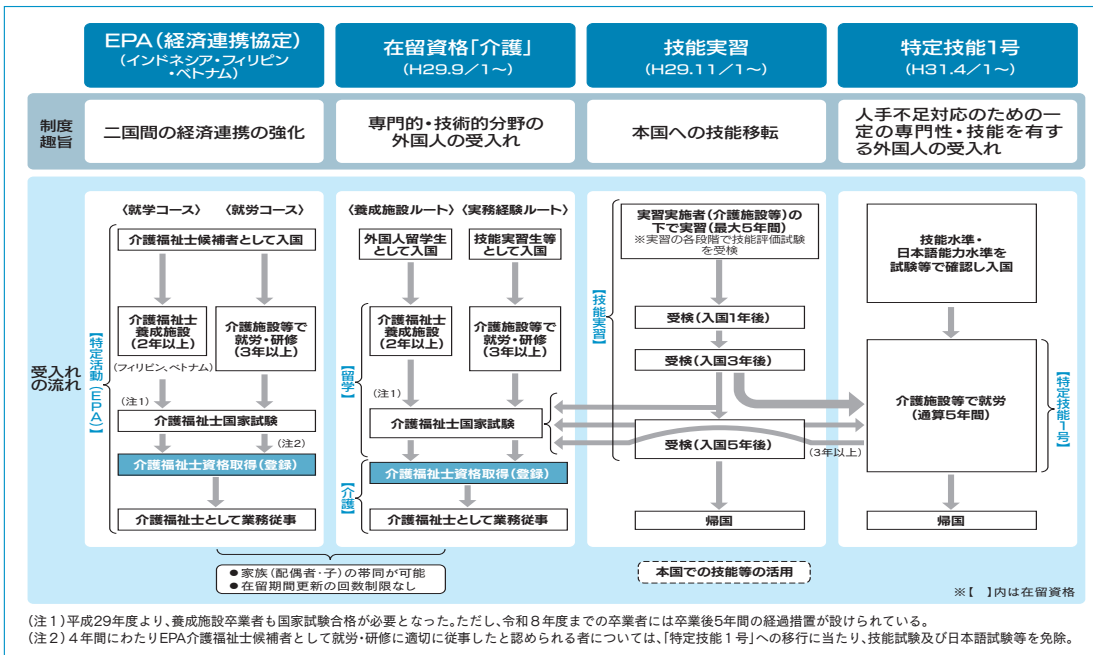
一方、これらの取り組みを講じてもなお、近隣諸国・地域（台湾、韓国）との人材獲得競争が激化しており（4頁図3）、深刻な人材不足が見込まれることから、2024（令和6）年3月29日には「特定技能」の受け入れ見込み数（2024（令和6）年度から5年間）を13.5万人とすることが閣議決定されており、今後も国内の人材確保対策を充実・強化しつつ、外国人人材の確保・定着、受け入れ環境の整備を進めることが求められている。これは、障害福祉サービスについても同様である。

とくに不足している訪問介護員

介護サービス事業所における人手不足感がとくに強いのは、訪問介護員であり、有効求人倍率（2022（令和4）年）でみると、

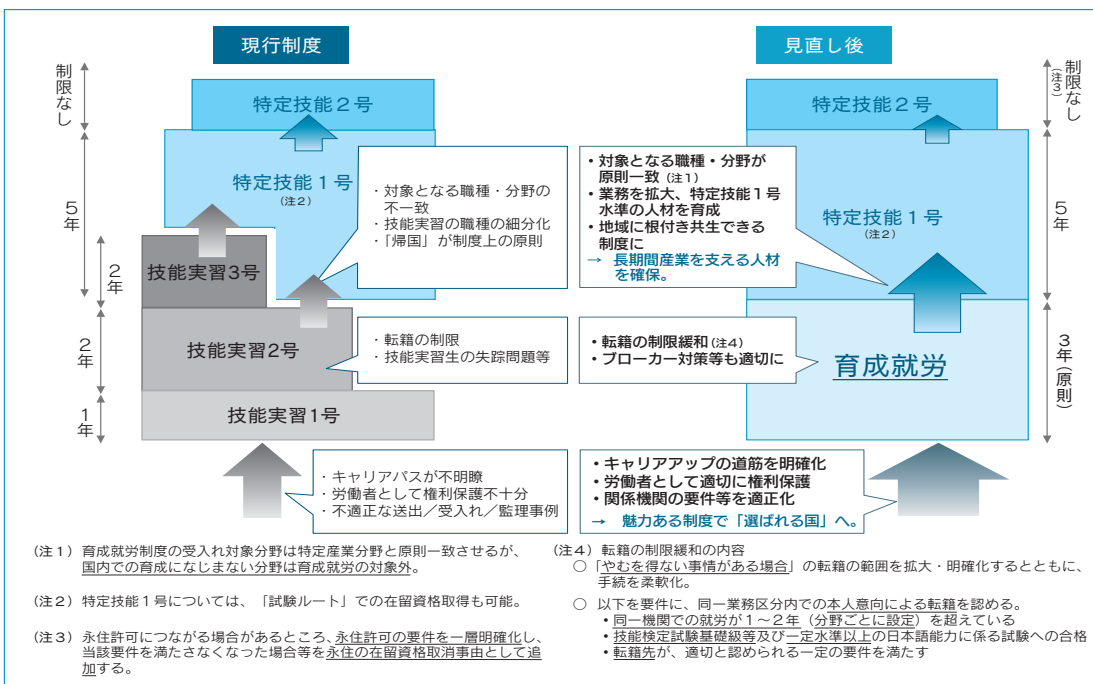


図1 外国人介護人材受入れの仕組み



外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会(第3回)資料1より

図2 制度見直しのイメージ図



外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会(第6回)参考資料3より

「一定の留意」を求めつつ「適当」とされたことによる。この報告に基づき発出された通知では、「一定の留意」について「訪問系サービスを提供するEPA介護福祉士に対する訪問介護の基幹事項や生活支援技術、利用者、家族や宅で1対1でサービスを提供するという業務特性から、一部(EPA介護福祉士等)を除き、外国人人材による訪問系サービスの実施は認められていなかった(4頁図4)。

なお、EPA介護福祉士に認められた経緯は、「外国人介護人材の受入れの在り方に関する検討会報告書」EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たっての必要な対応について(2016(平成28)年10月28日)で、受入機関等に対し「一定の留意」を求めつつ「適当」とされたことによる。この報告に基づき発出された通知では、「一定の留意」について「訪問系サービスを提供するEPA介護福祉士に対する訪問介護の基幹事項や生活支援技術、利用者、家族や

施設介護職員の3・79倍に対し、15・53倍となっている。このため、ケアマネジャーから紹介のあった人へのサービス提供を断らざるを得ない事例も頻発しており、「訪問介護事業のサービス提供体制の見直しに関する調査研究事業」(2022(令和4)年3月)の

結果からは、回答した事業者(431)のうち58・7%が「断ったことがある」としており、その理由(複数回答)では「人員不足により対応が難しかったため」が90・9%で最も多くなっている。

このような状況下であっても、利用者の居

宅で1対1でサービスを提供するという業務特性から、一部(EPA介護福祉士等)を除き、外国人人材による訪問系サービスの実施は認められていなかった(4頁図4)。

なお、EPA介護福祉士に認められた経緯は、「外国人介護人材の受入れの在り方に関する検討会報告書」EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たっての必要な対応について(2016(平成28)年10月28日)で、受入機関等に対し「一定の留意」を求めつつ「適当」とされたことによる。この報告に基づき発出された通知では、「一定の留意」について「訪問系サービスを提供するEPA介護福祉士に対する訪問介護の基幹事項や生活支援技術、利用者、家族や

細やかな支援を行い、外国人介護職員の採用・受け入れを推進

— 奈良県生駒市・社会福祉法人晋栄福祉会 グループホーム高山ちどり —

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された奈良県生駒市にあるグループホーム「高山ちどり」を取りあげます。同施設の概要や法人全体で推進する外国人介護職員の受け入れについて取材しました。

地域ニーズに応えた介護・保育事業を展開

昭和54年に設立された社会福祉法人晋栄福祉会は、「DO FOR OTHERS」（他者への貢献）という法人理念のもと、地域の介護・保育ニーズに応えた多様な事業を展開している。

法人の沿革としては、地域の保育施設が不足しているというニーズを受け、法人本部のある大阪府門真市に保育園を開設したことに始まる。現在は、大阪エリア、兵庫・神戸エリア、奈良エリアにおいて、介護事業では特別養護老人ホームや認知症グループホーム、ケアハウス、デイサービス、訪問介護、小規模多機能型居宅介護など、保育事業では認定こども園、保育園（所）、地域子育て支援センター、放課後児童クラブなどを

運営。法人全体の事業所数は46カ所にのぼる。

さらに、令和6年4月には地域における障害児支援の中核的な役割を担う「門真市立こども発達支援センター」の民営化にあたって、同法人を含む社会福祉法人3法人が指定管理者として採択され、障害のある子どもたちのライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援体制の構築に取り組んでいる。

グループホーム「高山ちどり」を開設

同法人は、令和5年3月に奈良県生駒市の公募事業の採択を受け、認知症グループホーム「高山ちどり」を開設した。

認知症グループホームの開設経緯について、理事長の濱田和則氏は次のように説明する。

「生駒市は県内でも3番目に高齢者人口が多い地域である一方、受け皿となる介護施設は十分に整備されていない状況がありました。今後はさらに認知症高齢者の増加が予測されるなか、地域のニーズに応えたいという思いがありました。また、開設地の同一敷地内には、平成20年に開設した特養『高山ちどり』があり、ショートステイやデイサービス、居宅介護

施設の概要

社会福祉法人 晋栄福祉会 グループホーム高山ちどり

〒630-0101
奈良県生駒市高山町8030番地
TEL 0743-70-1832
FAX 0743-71-2083
URL <https://www.chidori.or.jp>



開設：令和5年3月
理事長：濱田 和則
入所定員：18人
併設施設：「高山ちどり」（特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援）、「高山ちどり別館」（特別養護老人ホーム、ショートステイ）
法人施設：【介護サービス】18事業所／【保育サービス】27事業所／【障害福祉サービス】1事業所



続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,992円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949